

## 公欠に関する取扱い規程

### (目的)

第1条 この規程は、公欠に関して、必要な事項を定めたものである。

### (定義)

第2条 公欠とは、次の各号に該当する場合を言い、出席と同等の取り扱いを受けることができる。

### (進学及び就職に関して)

- 1、進学先、就職先等の試験と面接を参加する場合。
- 2、大学院の指導予定教員との事前面談日、入学前の合宿、ゼミ参加等。
- 3、窓口出願等で出願時間が限定されている場合。
- 4、進学先や就職先において、オープンキャンパス、オリエンテーション、説明会等、出席が義務付けられている場合の参加。
- 5、遠方等で宿泊を伴う場合、該当日だけでなく前後1日ずつの移動日も公欠として認める。ただし、東京近県で、宿泊が必須ではない場合や遠方でも試験当日中に帰れる場合は、その都度、協議して決定する。
- 6、進学の場合、卒業生のみ対象となる。

### (病欠)

- 1、インフルエンザ等の感染症に罹患し、他の学生に感染する可能性がある場合、医師もしくは学校から自宅待機を命じられた場合（主に学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）第18条に定める法定伝染病かどうかで判断する。）
- 2、登校後、体調の悪化により、教員の指示で保健室を使用した場合
- 3、登校してから（1）の、怪我、病状の悪化等により、学校から病院へ行くよう指示があった場合

### (大使館関係について)

- 1、学生本人の帰属する大使館において、午前、あるいは午後のみしか受付あるいは交付を行っておらず、且つビザ等の申請関係において、学校を休み出向いた場合に限り認める。

### (交通機関の遅延等について)

- 1、電車の遅延、あるいは運転見合わせにより、登校することができない場合、遅延証明があり、なおかつ当該路線が30分以上遅延もしくは運転見合わせの場合に限る。

### (慶弔忌引、親族の入院等)

- 1、三親等以内の親族が死亡した場合、7日間以内の公欠を認める。尚、7日間には、往復にかかる日数と土曜・日曜・祭日を含む。
- 2、本人の結婚の場合は、7日以内の公欠を認める。
- 3、三親等以内の親族が結婚した場合、4日間の公欠を認める。友人・知人の場合は一切認めない。
- 4、三親等以内の親族が、命に係わる重大な疾患、ケガ等により、入院した場合、4日間まで公欠を認める。

### (その他)

- 1、その他、本人の責に帰さない事情により（盗難、交通事故、災害等）、校長が特別に公欠を認めた場合規定により許可を受けようとするものは、原則として1週間以内に公欠届を提出しなければならない。

### (添付書類等)

- 1、公欠を得ようとする場合、受験表、当該校の証明書、医師の診断書、処方箋、結婚式の招待状等、公欠の事由を証明する書類(コピー可)を提出し許可を求める必要がある。